答弁=水道事業は独立採算制・受益者負担が原則質問=引き上げを抑えるのに法定外繰り入れは水道料金の値上げ



これまで町は県内でも安 今回、色々な努力をしてき た上で、どうしても必要で た上で、どうしても必要で あれば住民の理解を得て値 上げもありうる。しかし、 今回の30%という上げ幅は 大きすぎる。

水道法第1条「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」第2条「水道が国民のり」第2条「水道が国民の時を守るために欠くことのできないもの」とあるようできないもの」とあるようで機械的なものではない。

のだ。
のだ。
のだ。
のだ。
のが、財政措置をしてい
のが、対政措置をしてい

れができないか。 直しする際に法定外繰り入 平成34年度に再度料金見

尾﨑上下水道課長

水道事業は地方公営企業法により独立採算制が原則法により独立採算制が原則となっている。赤字分の補となっている。赤字分の補となっている。赤字分の補となっている。赤字分の補となっている。赤字分の補となった。 世本の世世スの低下を招くことからも慎重であるべきとからも慎重であるべきとからも慎重であるべきなった。水道水を供給する費用が本来の姿である。

山﨑議員

は、漏水の減免規定はあるの町水道事業給水条例にいう不安の声があった。いいう不安の声があった。いい

どの減免はできないか。保護世帯・障がい者世帯なが、福祉減免はない。生活

尾﨑上下水道課長

水道料金については利用者が使った分を公平に負担者が使った分を公平に負担おる。一ちる。受益者負担の観点か場合は分納ということもで場合は分納ということが困難ならも公平な費用負担をお願いする。

環境ボックスの普及は剪定枝・草の堆肥化

山﨑議員

家庭で出た生垣の剪定枝や庭の草引きの草は、可燃 しているが、家庭のごみ袋 代も増え、町の燃やすごみ も増える。これを燃やすの ではなく、堆肥にするなど

する取り組みをしている地れて自然発酵させて堆肥に環境ボックスに枝や草を入町内には間伐材で作った

ム 区や団体がある。

西村環境課長

る。 質燃料などに再利用してい 大ごみで出してもらい、木 袋に入らない大きな枝は粗 燃ごみでお願いしている。 剪定枝・草については可

今後研究していきたい。
「地域の自主的な管理が必量・設置スペースが必要」
「地域の自主的な管理が必量・設置スペースが必要」
「地域の自主的な管理が必要」
などの課題があるため、

「国は生活保護基準額が「国は生活保護基準額が「国は生活保護基準額が



応をしていきたい。 町としても国と同様の対

で考えている。 いて算定し認定を行う方向 労働省が定める基準に基づ



準を切り下げるなげで就学援助制度の基生活保護基準の引き下

山﨑議員

会に通知が出された。 文部科学省から県教育委員保護基準の見直しに伴い、 平成30年10月からの生活